（令和５年度）

第３回　令和６年３月11日開催

［事案１］

対象教員

 府立高等学校　教諭

課題の概要

生徒の心理を理解する能力や意欲に欠け、生徒の状況に応じた適切な指導ができない。

生徒の思いを認識・理解する力が不十分であり、生徒の状況に応じた適切な学習指導

ができない。

審議会の意見

 　「『指導が不適切である状態から改善された』と認定し、指導改善研修を令和６年３月31日で終了し、学校現場に復帰させるものとする。」という委員会案を了承する。

［事案２］

対象教員

 府内小学校　教諭

課題の概要

児童の心理を理解する能力や意欲に欠け、児童の状況に応じた適切な指導ができない。

児童の思いを認識・理解する力が不十分であり、児童の状況に応じた適切な学習指導

ができない。

審議会の意見

 　「『指導が不適切である教員』と認定し、令和６年３月26日から令和６年12月31日

まで指導改善研修を実施するものとする」という委員会案を了承する。